

舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業・委託事業者募集要項

1 事業の趣旨・目的

本市では、平成16年度以降、子育て支援基幹センターの開設から始まり、保育園併設の子育て支援センターやNP0法人の子育てひろば、あそびをテーマにした子育て交流施設を順次開設し、令和6年度現在では、市直営2か所、民間委託3か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。

社会環境の大きな変化によりライフスタイルが多様化し、近くで子育ての様子を目にすることが少なく、子育てに見通しが持てなかったり身近な方に援助を求めたりすることが出来ず、不安や負担を抱える妊産婦が増加しています。

子育てに対する家庭の力が低下してきていると言われる中で、「地域子育て支援拠点（子育てひろば）」は、従来の親子の交流や相談、情報提供、講座等を実施する「基本事業」に加え、日々の会話から潜在ニーズをキャッチする「虐待未然予防」の視点を重視し、日々の相談支援を中心に親自身の子育てエンパワーメントを向上させる取組を行うとともに、これから親になる次世代へのアプローチとして、学校に出かけ、学生と親子のふれあい交流を創出する等、アウトリーチ・共生事業を強化してきました。

市外からの転入家庭の多い本市では、数年間のコロナ禍も重なり、子育て世帯の孤立化や産後のワンオペ育児による負担が増加し、また子どもの発達に必要な子育て文化の継承が難しい現状となっています。今後、地域子育て支援拠点（子育てひろば）は、転入家庭等、孤立しがちな家庭へのアプローチも積極的に行い、妊娠期から家庭や親子に寄り添う伴走型の「妊娠期からの安心の繋がりづくり」と「子どもの発達に合わせたかかわりを知ることによる良好な親子関係の構築」を推進する役割を担います。

事業者には、この基本方針に則った上で、より主体性を持ち、尚且つ自由な発想で、効果的な事業成果を生む手法を提案して頂くため、令和7年度においても、舞鶴市内3拠点において実施する地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業を委託する事業者（以下、「事業者」という。）を公募し、プロポーザル方式により、決定するものです。

2 公募の概要

（1）業務名

舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業

（2）業務内容

別紙「舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業委託仕様書」のとおり

（3）委託期間

（ア）令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（イ）事業の趣旨・目的が適切に実現され、地域との連携などにおいても良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後の最長2年間について、原則、公募によらず当該事業者と委託契約することができるものとする。

ただし、契約は単年度契約とする。業務の確認にあたっては、委託期間中に毎月提出

する事業実績報告書及び事業年度終了後に提出する事業実施結果報告書の提出を求め、必要があればヒアリング等を実施し、翌年度の更新の可否について本市より通知する。
なお、委託期間及び委託契約の継続に関しては、今後の本市の方針によって変更される場合がある。

(4) 募集事業者数

3拠点（1事業所あたり1拠点）

(5) 委託上限額5,491,000円（税込）

注※上記の委託上限額は、令和7年3月議会において、この企画提案に関する業務に係る令和7年度予算が成立することを前提としたものであり、予算不成立の場合は、公募型プロポーザルの手続きを中止し、契約は締結しないこととします。
その場合、応募に係る経費について、舞鶴市は保証を行いません。

3 応募資格

- (1) 令和7年1月24日において、定款等の設置目的や趣旨に子育て支援の取り組みが謳ってあり、市内に本拠を置き、かつ次のいずれかに該当する事業者であること。
- (ア) 社会福祉法人
 - (イ) 学校法人
 - (ウ) 特定非営利活動法人
- (2) 法人及びその代表者並びに役員が次の事項に該当しないこと
- (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁固以上の刑に処されている者
 - (ウ) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者である者
 - (エ) 舞鶴市又は他の地方公共団体から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受け、その取り消しの日から3年を経過しない者
 - (オ) 舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の期間中の者
 - (カ) 事業経営において、過去5年間のうちに重大な法令等違反がある者
 - (キ) 法人税、消費税及び地方消費税、又は法人市民税を滞納している者

4 応募申込

- (1) 募集要項配布 令和7年1月24日（金）～1月30日（木）
- (2) 質問期間 令和7年1月25日（土）～1月30日（木）
本件募集に係る質問等がある場合は、電子メールにてこども家庭しあわせ課まで提出すること。
メールアドレス：kodomok-city.maizuru.lg.jp
- (3) 質問回答 令和7年1月31日（金）に一括回答
- (4) 提出期間 令和7年2月3日（月）から令和7年2月10日（月）

午前9時から午後5時まで

- (5) 提出書類 別に定める「提出書類一覧」を参照のこと
- (6) 提出方法 舞鶴市中総合会館2階 子育て支援基幹ひろばまで直接持参すること
字余部下1167番地 電話：0773-62-0103（直通）
- (7) 提出部数 正本1部、副本6部

5 面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング（質疑応答））の開催

開催日時：令和7年2月17日（月）午前 ※ 時間と場所は後日連絡

出席者数：会場に入室できる人数は、現に応募法人の運営に関わっている者で2名以内とする。

※審査及び評価について

(1) 評価基準

委託事業者の選考にあたっては、本市が設置する「評価委員会」が、応募書類等の内容について、審査を行い、事業者を決定する。

(2) 審査の手順

(ア) 書面審査（資格審査）

提出書類の確認、応募のあった事業者の資格要件の適否、書面上の失格事項にあたりないかについて審査した結果、合格した者についてのみ面接審査にうつる。

(イ) 面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

1事業者ごとの入室により、評価委員会に対して事業計画・提案書等の内容について説明（プレゼンテーション）を行い、ヒアリング（質疑応答）を実施する。この際、パネルの表示や追加資料の配布、また、プロジェクターや機材の持ち込みを許可する。

なお、すべてのセッティングはプレゼンテーションに与えられた時間内に行うものとする。また、1事業者あたりのプレゼンテーションは、30分以内とし、ヒアリングについては、時間設定は設けない。

(ウ) 評価項目

評価項目と配点は次のとおり

《基本点》

評価項目	内 容	配点
基本事業の有効性	取組内容の事業目的に対する有効性、同種事業の実績や取り組み	20
アウトリーチ・共生事業の有効性	取組内容の事業目的に対する有効性、同種事業の実績や取り組み	30
運営体制	職員体制（職員の人数や保育、相談業務を担える専門資格の有無）	10
管理体制	安全面での配慮や対応方法	10

事業評価	P D C Aサイクルを踏まえた取組運用 (現状調査、実施内容、改善方法、目標数 値の設定)	10
------	--	----

《加算点》

企画・提案力	子育て世代を取り巻く課題を捉え、より有 効な特徴ある取り組みの提案	20
合計点	80 (基本点) + 20 点 (加算点)	

※ 得点が、加算点を含む合計点（100 点）の 6 割（60 点）以上となった提案の中から順位を決定し、上位 3 事業者を受託候補者に選定する。
最下位の事業者の評価点が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

6 評価結果の通知及び情報の公表の取扱

事業者の評価結果については、1 週間以内に申し込みのあった者すべてに通知し、本市ホームページに掲載する。

公表内容は下記のとおりとする。

内容
応募事業者及び委託事業者
委託事業者の採点結果

7 その他

- (1) この要項に掲げた期日、場所等は、やむを得ない事情により変更になる場合がある。
- (2) 関係法令等の趣旨を理解し、遵守すること。ただし、法令等の解釈に疑義が生じた場合は、舞鶴市と協議すること。
- (3) 法令等が改正された場合は、改正後の規定を適用することとし、施設の運営に影響を及ぼす事項や選択的な適用となる事項については、あらかじめ舞鶴市と協議すること。
- (4) 本事業に関する契約、その他申し合わせ事項等において、その内容に疑義が生じた場合や定めのない事項が生じた場合は、随時、舞鶴市と協議して決定するものとする。